

原議保存期間	1年(令和5年3月31日まで)
有効期間	二種(令和4年3月31日まで)

庁内各局部課長
各附属機関の長
各地方機関の長
各都道府県警察の長
殿

警察庁丙備二発第26号、丙企画発第25号
丙生企発第61号、丙刑企発第42号
丙交企発第51号、丙情企発第34号
令和3年4月23日
警察庁警備局長
警察庁長官官房長
警察庁生活安全局長
警察庁刑事局長
警察庁交通局長
警察庁情報通信局長

新型コロナウイルス感染症に関する緊急事態措置等の実施について（通達）

令和3年3月上旬以降における感染者の新規報告数及び重症者数の増加や、影響が懸念される変異株の感染者の増加等を踏まえ、本日、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「法」という。）第32条第1項の規定に基づく新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言（以下「緊急事態宣言」という。）が行われ、緊急事態措置を実施すべき区域（以下「緊急事態措置区域」という。）を東京都、京都府、大阪府及び兵庫県とし、緊急事態措置を実施すべき期間を本年4月25日から5月11日までとする旨並びに法第31条の4第1項の規定に基づく新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置（以下「重点措置」という。）を実施すべき区域（以下「重点措置区域」という。）については愛媛県を追加し、宮城県、埼玉県、千葉県、神奈川県、愛知県、愛媛県及び沖縄県の区域とするとともに、重点措置を実施すべき期間を5月11日までとする旨が公示された（別添1）。また、これに併せて、新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（令和2年3月28日付け新型コロナウイルス感染症対策本部決定。以下「基本的対処方針」という。）が変更された（別添2）。

警察においては、国家公安委員会・警察庁新型インフルエンザ等対策行動計画（平成25年10月10日作成）等に基づく諸対策を推進してきたところであるが、感染が拡大し、緊急事態宣言が行われたこと等を受け、「新型コロナウイルス感染症に関する緊急事態における警察の対応に係る留意事項等について（通達）」（令和3年2月12日付け警察庁丙備二発第5号ほか）を踏まえ、対応に万全を期されたい。

なお、変更後の基本的対処方針において、緊急事態措置区域に属する都道府県（以下「特定都道府県」という。）、重点措置区域である都道府県及びそれ以外の都道府県で実施すべき措置として、それぞれ以下が追加されるなどしている。

○ 特定都道府県

- ・ 法第45条第1項に基づき、不要不急の外出・移動の自粛について協力の要請を行う。特に、20時以降の不要不急の外出自粛、混雑している場所や時間を避けて行動すること及び感染対策が徹底されていない飲食店等や休業要請又は営業時間

短縮の要請に応じていない飲食店等の利用を厳に控えることについて、住民に徹底する。また、変異株の感染者が増加していることを踏まえ、他の地域への感染拡大を防止する観点から、不要不急の都道府県間の移動は極力控えるように促すとともに、地下鉄、バス等の交通事業者に対して、平日の終電の繰上げ、週末休日における減便等や、主要ターミナルにおける検温の実施等、必要な協力の依頼等を行う。

- ・ 緊急事態措置区域で開催される催物（イベント等）について、主催者等に対して、法第24条第9項に基づき、社会生活の維持に必要なものを除き、原則として無観客で開催するよう要請を行う。
 - ・ 法第45条第2項等に基づき、酒類又はカラオケ設備を提供する飲食店等に対して休業要請を行うとともに、それ以外の飲食店に対して営業時間の短縮（20時まで）の要請を行う。
 - ・ 法第24条第9項に基づき、飲食店以外の新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令（平成25年政令第122号。以下「令」という。）第11条第1項各号に規定する施設のうち、多数の者が利用する施設で、建築物の床面積の合計が千平方メートルを超える施設（生活必需物資の小売関係等を除く。）に対して、休業要請を行う。
 - ・ 法第24条第9項に基づき、事業者に対して、業種別ガイドラインを遵守するよう要請する。
 - ・ 都道府県知事の判断により、法第45条第2項に基づき、「入場をする者に対するマスクの着用の周知」等、令第12条に規定される各措置について飲食店に対して要請を行う。
 - ・ 関係機関とも連携し、休業要請及び営業時間の短縮等を徹底するための対策・体制の強化を行い、できる限り全ての施設に対して実地に働きかけを行う。また、路上・公園等における集団での飲酒等、感染リスクが高い行動に対して必要な注意喚起等を行う。
 - ・ 公立の施設等について、緊急事態措置の実施期間における閉館や閉園等を検討する。
 - ・ 事業者に対し、在宅勤務（テレワーク）の活用や大型連休中の休暇取得の促進等により、出勤者数の7割削減を目指すよう働きかけを行う。
- 重点措置区域である都道府県
- ・ 都道府県知事が定める期間及び区域において、法第31条の6第1項等に基づき、飲食店に対する営業時間の短縮（20時まで）の要請を行う。また、都道府県知事の判断により、飲食店に対して、緊急事態措置の実施期間において酒類の提供を行わないよう要請する。
 - ・ 緊急事態措置区域からの利用者の流入が懸念される区域について、営業時間の短縮等や業種別ガイドラインの遵守を徹底するための対策・体制の強化及び措置区域内の全ての飲食店等に対する実地の働きかけを、重点的に実施する。また、路上・公園等における集団での飲酒等、感染リスクが高い行動に対して必要な注意喚起等を行う。

- 法第24条第9項に基づき、感染対策が徹底されていない飲食店等や営業時間短縮の要請に応じていない飲食店等の利用の自粛等について、住民に対して協力を要請する。その際、不要不急の都道府県間の移動、特に緊急事態措置区域との往来は厳に控えるように促す。
 - 緊急事態措置の実施期間においては、緊急事態措置区域等への出勤について、在宅勤務（テレワーク）の活用や休暇取得の促進等により、出勤者数の減に努めるよう、事業者に働きかける。
- 緊急事態措置区域及び重点措置区域以外の都道府県
- 変異株による感染が増加していることを踏まえ、感染が拡大している地域への不要不急の移動は、極力控えるように促すこと。

28

23

& (' % & * % (%)

